

滋賀県立

# 聴覚障害者センター だより



— 89 号 —

発行日／平成 30 年 4 月 10 日  
発行所／草津市大路 2 丁目 11-33

TEL 077-561-6111  
077-561-6133

HP <http://www.shigajou.or.jp>  
Blog <http://shigajou.sblo.jp/>

## 変更点

◎名称

手話通訳担当者の委嘱助成金

(要約筆記も対象に含まれる)

◎対象となる障害者

2 級または 3 級の聴覚障害者

2 級から 6 級の聴覚障害者

※この助成金では、聴覚障害者が出席する会議等や職場でのやり取りで手話通訳が必要になった際に、遠隔手話サービスを使って会話をすすめる「遠隔手話サービス」も対象となっています。

## 職場で要約筆記の利用が可能に 職場における合理的配慮の手立てに

聴覚障害者が職場の研修を受け  
る際に手話通訳を利用したり、手  
話研修を開いた場合、雇用主にそ  
の費用を助成する制度に要約筆記  
が追加されることになりました。障  
害者雇用促進法施行規則が一部改  
正され、今年 4 月からスタートし

また、あらたに合理的配慮に関連  
した相談を担当する職員を配置し  
たり、外部に委託する場合の助成  
金が新設されました。

助成金の拡充や新設を受け、聴  
覚障害者に対する職場での合理的  
配慮の提供や、職場環境の改善が  
進むことが期待されています。

これまで、聴覚障害者が要約筆記  
を希望しても利用できず、助成  
金の対象に含めるよう聴覚障害者  
からも声が上がっていました。障  
害者雇用促進法施行規則が一部改  
正され、今年 4 月からスタートし

ました。

今回の中止では 4 級以下の聴覚  
障害者も対象となり、全ての聴覚  
障害者が利用可能となりました。

滋賀県立聴覚障害者センターでは、  
2013 年 9 月より日本財團がモ  
デルプロジェクトとして実施して  
いる「電話リレーサービス」の事  
業を担っています。また、平成 29  
年度からは、この事業に対しても厚  
生労働省より補助金が出されてい  
ます。

詳しく解説した DVD があ  
ります。  
聴覚障害者センターライ  
ブライアでご覧いただけ  
ます。

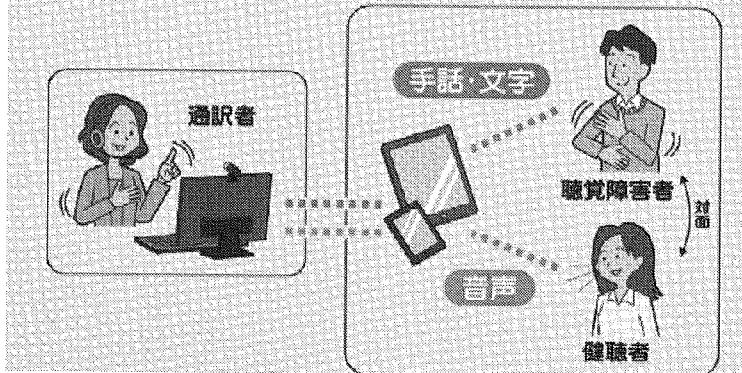


## 「遠隔手話サービス」「電話リレーサービス」 「聴覚障害者樹脂報提供施設と

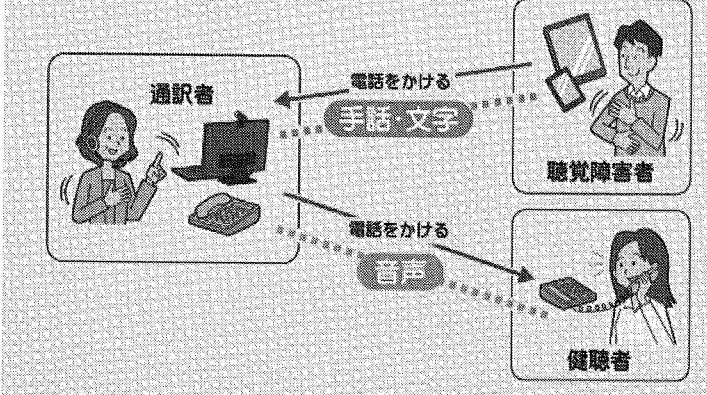
現在、全国に広まりつつある電  
話リレーサービスと遠隔手話サー  
ビス。これらのサービスはどんな  
ものでしょうか。

滋賀県立聴覚障害者センターでは、  
2013 年 9 月より日本財團がモ  
デルプロジェクトとして実施して  
いる「電話リレーサービス」の事  
業を担っています。また、平成 29  
年度からは、この事業に対しても厚  
生労働省より補助金が出されてい  
ます。

## 遠隔手話通訳・文字サービス



## 電話リレーサービス



DVD「遠隔手話通訳・電話リレーサービス」より

## 聴覚障害者情報提供施設 と「遠隔手話サービス」 「電話リレーサービス」

### 「遠隔手話サービス」

遠隔手話通訳・文字サービスは、聴覚障害者が目の前の聞こえる人と会話が必要になったとき、離れた所にある事業所で通訳を行うサービスです。遠隔手話通訳では、通訳者が目の前におらず、別の離れた所にいます。そこからテレビ電話などを利用して、聴覚障害者に手話で通訳をします。手話だけでなく、難聴者や中途失聴者などには、文字によって伝えることもあります。

### 「聴覚障害者情報提供施設の役割」

電話リレーサービスについては、電話はもともと通信事業であることから、福祉サービスとしてだけではなく、国の公共サービスとして制度化する必要があると考えます。

24時間365日どこからでも、電話リレーサービスを受けることができるよう、その環境を整備する必要があるでしょう。

情報提供施設としては、聴覚障害者が電話リレーサービスや遠隔手話・文字通訳サービスを円滑に利用できる

### 「電話リレーサービス」

聴覚障害者が電話を使うようにするものです。聴覚障害者が会話したい相手は目の前にはいません。通訳者も離れた所にいて、3人とも別の場所にいます。聴覚障害者は、自分のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って手話や文字で通訳者に伝え、その内容を通訳者が聞こえる相手に音声で伝えます。

よう支援する責務があると考えます。

遠隔手話サービスについては、 庁舎や店舗の窓口等にパソコンやタブレット等を置いて行うサービスでは、対面サービスとして、聴覚障害者の利便性の向上につながるものとなるでしょう。このような方法は本来、福祉サービスとして情報提供施設が担うものではなく、各事業所において対人サービスの環境整備として行うものと考えます。

一方で現在の通訳派遣制度では緊急な依頼に応えにくい場合に、ICT機器を活用して通訳する場合には新しい方法として、私たち情報提供施設が福祉サービスとして、コミュニケーション支援を考えていく必要があると考えます。

そして、これらのサービスを聴覚障害者が円滑に利用できるよう聴覚障害者情報提供施設として、その仕組みや使い方、ICT機器活用のための講習や啓発活動等情報提供を行うことが役割だと考えます。



## 人・事・異・動

- 右から一人目 松本 正志 …… 湖北みみの里サービス管理責任者  
左から二人目 中村 正 …… びわこみみの里所長・湖北みみの里所長  
兼務  
左から一人目 有瀧 美栄 …… 聴覚障害者センター新任職員  
後列右 松村輪香子 …… 聴覚障害者センター  
後列左 田中 欣也 …… びわこみみの里



## 退職

○ 2018年3月 安井 悠子

## タツノオトシゴ

暖かくなってお散歩に出かけやすい季節になった。出不精の私が体のために近所をお散歩するようになったのはつい最近のこと。いつもは車でしか通らない道も歩いてみるといろいろな発見がある。例えばお寺の前にある標語。そこにはこう書いてあった。

「病んでわかる健康」と「病まずにわかる健康」と「健康であることを忘れられる健康」  
道のアスファルトの隙間から、たくましく咲く野草に元気をもらいながら健康のありがたみをしみじみと感じたひとときであった。(M.H)